

施策評価シート

評価実施年度：令和元年度

幹事部局

健康福祉部

<p>施策の名称</p>	<p>施策Ⅱ－４－４ 子育て福祉の充実</p>
<p>施策の目的</p>	<p>虐待を受けているなど保護等が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立を進めるとともに、ひとり親家庭の生活・経済面での自立を進めます。</p>
<p>施策の現状 に対する評価</p>	<p>(相談・支援体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の児童福祉に対する専門性向上と児童福祉に関わる機関の連携強化のため、研修の充実を図り、児童虐待防止のための普及啓発を実施した。その結果、相談件数が増加し、児童虐待の早期発見・早期対応につながったケースもあるが、一方で、発見、虐待通告時には既に虐待が深刻化しているケースもある。 <p>(社会的養護体制の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 里親登録者総数については、登録者の高齢化等を理由に解除者数が増加傾向にある等、目標値を下回っているが、興味のある方に里親自らが語る「里親出前講座」の実施や、地域の方々との交流会などの場を通して理解を深め、30～40代の登録者は増加傾向である。 「島根県社会的養護体制推進計画」に基づく児童養護施設等整備により小規模化、地域分散化が図られた。 <p>(ひとり親家庭の自立の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、就労支援事業や各種相談事業を実施し、無料職業紹介や自立支援プログラムの策定等により就職につながったケースもあるが、相談件数や支援実施件数は減少している。
<p>今後の取組み の方向性</p>	<p>(相談・支援体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待など家庭における複雑・困難な課題にできるだけ早期から適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実や施設整備などの体制強化に取り組むとともに、市町村の相談支援機能がさらに充実するよう支援していく。 <p>(社会的養護体制の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養育が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の中で養育することができるよう、里親委託の拡充や、児童福祉施設の小規模・多機能化などを推進し、児童の自立支援などに取り組んでいく。 <p>(ひとり親家庭の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保支援、経済的支援を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等実態調査の結果等を踏まえ、より効果的な自立支援を行っていく。

施策に関連する指標の一覧

施策の名称	施策Ⅱ－４－４ 子育て福祉の充実
-------	------------------

施策の目的達成に向けて取り組む事務事業において設定している主な成果参考指標

項番	施策の成果参考指標	指標名	平成27年度	平成30年度		令和元年度	単位
			実績値	目標値	実績値	目標値	
1	○	里親登録数（累計）	103.0	133.0	114.0	127.0	世帯
2	○	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合（年間）	89.1	80.0	66.7	80.0	%
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

事務事業の一覧

施策の名称	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
-------	------------------

	事務事業の名称	目的 (誰(何)を対象として、どういう状態を目指すのか)	前年度 事業費 (千円)	今年度 事業費 (千円)	所管課名
1	子どもと家庭相談体制整備事業	身近なところで相談できるとともに、適切な支援が受けられる。	64,407	85,387	青少年家庭課
2	子どもと家庭特定支援事業	児童の心身や養育上の問題を軽減する。	158,525	223,959	青少年家庭課
3	施設入所児童支援事業	施設において保護・養育を行う。	1,250,897	1,383,605	青少年家庭課
4	里親委託児童支援事業	個別的な生活支援・自立支援を行うことができる家庭的環境での養育を受ける。	94,862	130,736	青少年家庭課
5	母子家庭等自立支援事業	自立の促進と生活の安定を図る。	11,466	17,873	青少年家庭課
6	母子家庭等経済支援事業	自立の促進と生活の安定を図る。	71,678	112,010	青少年家庭課
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
-------	------------------

1 事務事業の概要

担当課	青少年家庭課
-----	--------

名称	子どもと家庭相談体制整備事業				
目的	誰(何)を対象として	悩みや相談を抱える児童や家庭	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どうい状態を目指すのか	身近なところで相談できるとともに、適切な支援が受けられる。		64,407	85,387
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所虐待対応機能強化事業等：悩みや相談を抱える児童や家庭からの相談に対して問題を解決するため、児童相談所が専門的な援助を実施する。児童虐待の予防及び早期発見、地域での子育て家庭の見守り・支援を進めるため、県民に対する啓発等を行う。 児童福祉法改正に係る体制整備事業：児童相談所への専門職（弁護士、保健師）配置、児童相談所及び市町村の専門性を強化するため、児童相談所・市町村職員等を対象とした専門研修（義務研修）を実施する。 中央児童相談所に、介入機能と支援機能を分離するため、初期対応支援スタッフを設置した。 児相職員が効率的に業務を行うことができるよう、児童相談システムの改修を予定する。 				
前年度に行った評価を踏まえて見直したこと	児童相談所と警察との連携について協議を進めた。児童相談所に配置された弁護士の活動の幅を広げるため、弁護士会と協議を行い「児童相談所嘱託弁護士運営要領」改正のための調整を行った。				

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位		
1	指標名	市町村職員等専門研修の受講者数	目標値		958.0	1029.0	1100.0	1171.0	人	
	式・定義	平成19年度研修開始以降の延べ受講者数+受講見込み数(71人：直近3年の平均受講者数)	実績値	887.0	956.0	1080.0	1188.0			
			達成率	-	99.8	105.0	108.0	-		%
2	指標名		目標値							
	式・定義		実績値							
			達成率	-	-	-	-	-		%

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

平成30年度の児童相談の状況

- ・総相談件数 児童相談所：2,512件、市町村798件
- ・うち養護(虐待を含む)相談 児童相談所：1,059件、市町村518件
- 新規児童虐待認定件数 児童相談所 平成30年度 300件(前年比約48%の増) 平成29年度 203件
- 市町村 平成30年度 229件(前年比約36%の増) 平成29年度 168件
- 児童相談所への虐待通告件数 平成30年度 557件 H29年度 366件
- 市町村職員等専門研修会(児童福祉司任用前、任用後、調整担当者研修)を実施。平成30年度は前期76名、後期32名、合計108名が受講

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組みによる改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・H28改正児童福祉法により義務化された研修(要対調整担当者研修、児童福祉司任用前、任用後研修)を実施し、県内の児童福祉に対する専門性向上と、児童福祉に関わる機関の連携強化に取り組んでいる。 ・児童相談所配置弁護士の活動の幅を広げるため、「児童相談所嘱託弁護士運営要領」の改正を行った。 ・市町村職員が児童相談所で研修ができるよう、研修実施要領を作成した。 ・児童相談システムの整備により、児童相談所の情報共有に役立っている。
課題分析	① 「目的」の達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待件数は依然として増加している。 ・対応の困難な虐待ケースが増えている。 ・発見、虐待通告時に、既に虐待が深刻化しているケースがある。 ・児童相談所だけでなく、他機関との連携を要すケースが増え続けているが、連携がスムーズに進まない場合がある。特に警察との連携強化が求められている。
	② 上記①(課題)が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭の困りごとが虐待まで深刻化する前に支援が届いていないケースがある(発見できない場合、支援を拒否される場合など) ・市町村に求められる相談体制の充実に関して、子ども家庭総合支援拠点の役割について整理が必要。 ・連携すべき多機関が互いの機能について理解不十分な点がある。(互いに転勤等で職員がかわる) ・虐待予防についての周知が行き届いていない。
	③ 上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職採用の継続に加え、児童相談所及び市町村職員を対象とした義務研修、及びスキルアップ研修等を実施。 ・義務研修の円滑な運営・充実のため、研修計画、実施運営を外部委託することも検討する。 ・県民や関係機関の児童虐待予防への理解を深めるため、広報啓発活動を引き続き実施。 ・市町村の相談体制構築について、市町村のニーズを把握し助言等を行う。 ・児童虐待防止対策推進連絡会等を開催し、多機関協議を行う。警察と児童相談所で2年に1度程度合同訓練を実施するとともに、児童相談所と警察との連携のあり方について、申し合わせを結ぶ。

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
-------	------------------

担当課	青少年家庭課
-----	--------

1 事務事業の概要

名称	子どもと家庭特定支援事業				
目的	誰(何)を対象として	一時保護や特別な支援が必要な児童や家庭	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どういう状態を目指すのか	児童の心身や養育上の問題を軽減する		158,525	223,959
			うち一般財源	100,914	162,241
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護：家庭での不適切な養育や保護者が養育できない児童等の安全確保や緊急避難的な対応、養育困難な児童への短期的な生活指導や行動観察を行うために児童相談所等において一時保護する。 ひきこもり等集団指導事業：不登校やひきこもり等の児童に対して、自主性や社会性を養うため、キャンプ等による集団指導を実施する。 				
前年度に行った評価を踏まえて見直した点	一時保護所において、男女が同一の棟で生活をし、年齢も主訴も違う児童が同じ棟で生活している混合処遇であり、プライバシーに配慮した空間の確保のため、一時保護所の改修に向けた対応を行っている。(県内2児相が混合処遇で、そのうち1児相が改修対応中)				

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位		
1	指標名	ひきこもり等集団指導事業に参加した児童数	目標値		168.0	255.0	342.0	429.0	人	
	式・定義	平成27年度実績をスタートとした延べ参加児童数 平成27年度実績+参加見込み数(87人:直近3年の平均参加児童数)	実績値	81.0	150.0	211.0	254.0			
			達成率	-	89.3	82.8	74.3	-		%
2	指標名		目標値							
	式・定義		実績値							
			達成率	-	-	-	-	-		%
「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など										
<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所内一時保護の状況(延べ人員、1人あたりの在所日数) (H15) 2,801 10.7日/人 (H20) 6,360 17.3日/人 (H25) 5,980 18.1日/人 (H30) 4,599 25.6日/人 委託一時保護児童の状況(延べ人員) (H15) 737 (H20) 2,085 (H25) 3,035 (H30) 3,107 計 3,538 8,445 9,015 7,706 ひきこもり児童等の集団指導実施状況(開催回数、延べ参加者数) (H28) 4回 69 (H29) 4回 61 (H30) 3回 43 										

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組みによる改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 各児童相談所に配置されている保健師により、一時保護児童の健康管理や心身のケアを充実させる取り組みを強化した。 児童相談所支援の一環として、不登校やひきこもり等の児童に対して、野外活動を通し、他者とのより良い関係づくりや自主性の育成、生活スキルの習得につなげた。 H28年度までは、夜間警備員と夜間児童指導員の体制で夜間、休日勤務をしていたが、H29年度から夜間警備員を廃止し、夜間児童指導員が2名で対応することとなり、児童対応の職員数が増えたことで児童のケアの質・量が向上した。
課題分析	① 「目的」の達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での養育が困難で、一時保護を必要とする児童は減少していない 虐待等により、保護者と対立するなど、一時保護が長期化する傾向がある。 病院への一時保護委託の際、児童の付き添い体制が不十分なことがある。 学齢期の児童が一時保護中に登校できないことによる学習面での不利益。 一時保護所の安全、安心、権利擁護の更なる対応が必要。
	② 上記①(課題)が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期からの、虐待予防的な支援が届いていない(拒否している)家庭がある。 児童の安全確保のため、緊急対応として家庭から離す一時保護が求められるケースの増加。 病院への一時保護委託の際、付き添いのための費用や人材がない。 児童の一時保護の長期化により、より一層の心身のケアが求められる 一時保護中、児童の安全確保や距離の問題から、在籍している学校への通学が困難。
	③ 上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所では、即時的な児童虐待への対応が求められており、必要に応じていつでもすぐに一時保護できる状況、体制を確保する。 乳幼児の病院への一時保護委託に際し、求められる付き添い職員の配置を検討する。 一時保護児童の学習権を保障するため、学習支援員を中心とした学習の機会の確保と、学校との連携を図る。また、一時保護所におけるプライバシーへ配慮、権利擁護に努める(自己評価など)。 児童福祉法等改正を受け、今後国から示される方向性に基づいた対応を行っていく。

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
-------	---------------------

担当課	青少年家庭課
-----	--------

1 事務事業の概要

名称	施設入所児童支援事業				
目的	誰(何)を対象として	社会的養護を必要とする児童	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どういう状態を目指すのか	施設において保護・養育を行う。		1,250,897	1,383,605
			うち一般財源	640,524	756,865
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所児童支援事業：各施設に対して入所児童の状況に応じて措置費を支弁する。 児童福祉施設児童処遇向上事業：児童入所施設職員の資質向上のための研修を実施する。(補助を含む。) 児童養護施設整備事業：児童養護施設等の耐震化、小規模化を推進する。 児童養護施設等入所児童自立支援事業：入所児童の自立促進のため、運転免許取得助成を行う。 児童養護施設退所者等自立支援事業：児童養護施設を退所した児童等に対して、生活費、家賃、資格取得のために必要な資金を貸し付ける。 				
前年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> 児童自立支援施設(県立わかたけ学園)の耐震診断(体育館)の結果、耐震化は不要 				

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位	
1	指標名	社会的養護施設の小規模ケア施設数(定員数)	目標値		45.0	59.0	59.0	64.0	人
	式・定義	本体施設における小規模グループケア、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員数の計	実績値	44.0	49.0	55.0	61.0		
			達成率	-	108.9	93.3	103.4	-	
2	指標名		目標値						%
	式・定義		実績値						
			達成率	-	-	-	-	-	

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

- 社会的養護施設の入所児童の状況：児童養護施設3施設115名、児童自立支援施設1施設12名、乳児院1施設22名、児童心理治療施設1施設15名、ファミリーホーム2施設5名、自立援助ホーム1施設2名(平成31年4月1日現在)
- 社会的養護施設の耐震化の状況：耐震化済(不要)棟数17/総棟数23=73.9%(平成30年度)
- 未耐震化施設棟数の内訳：児童養護施設2施設2棟、児童自立支援施設1施設4棟(計6棟)
- 社会的養護施設の小規模ケア施設数(定員数)の内訳：本体施設内小規模グループケア49人、地域小規模施設12人(平成30年度)
- 「児童養護施設等入所児童自立支援事業」により運転免許を取得した児童数：7名(平成30年度実績)
- 「児童養護施設退所者等自立支援事業」により資金貸付を受けた児童数：3名(平成30年度実績)

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組みによる改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設の地域小規模施設の増設を行い、計画を推進した。 耐震化未了施設の一つである児童自立支援施設(県立わかたけ学園)について、平成29年度に「整備検討委員会」が策定した「施設整備計画」により耐震診断、設計等に着手した。 平成28年度から開始した施設退所後の自立(進学、就職)のための資金貸付では、3名について生活費や家賃の支援資金の貸付を行った。
課題分析	① 「目的」の達成のため(又は達成した状態を維持するために)支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進んだ施設や耐震化未了の施設があり、児童等の安全が確保されていないほか、小規模ケア施設(定員)が少ないため、家庭的な養育環境が整っていない。 法改正に伴う施設の高機能化及び多機能化・機能転換に対応した職員が確保されていない。 児童養護施設入所中の高校生が大学等への進学を希望した場合の支援が不十分。 新たな社会的養育ビジョンが示す乳児院、児童養護施設等の社会的養育に係る高機能化及び多機能化・機能転換が不十分であり、地域の社会的養育を支える専門的な拠点となっていない。
	② 上記①(課題)が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化整備や家庭的養護(小規模ケア化)を図る経費負担が大きい。 施設の高機能化及び多機能化・機能転換に対応するための職員のスキルアップ機会が不足している。 施設における学習支援や資格取得等に係る措置制度が不十分であり、また、施設入所中・退所後の児童に対する自立支援策が十分でない。 島根県社会的養育推進計画(令和元年度予定)と、実現に向けた人材確保及び機能強化のための施設改修に係る施設の財源が不足している。
	③ 上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等については、引き続き国交付金等を活用し、施設の耐震化、小規模化の促進を図る。 入所児童に対する支援、専門的ケアの充実に向け、専門職員の資質向上に向けた研修等を行う。 児童の自立支援に係る措置費(特別育成費、資格取得費等)の拡充について国に対して要望していくとともに、自立支援資金貸付金事業(平成28年度から実施)に加え、引き続き関係機関(施設、県社会福祉協議会及び児童相談所)と連携し、各種支援事業を実施することにより児童の自立を支援する。 島根県社会的養育推進計画の早期策定と国補助金制度を活用し、高機能化及び多機能化・機能転換を推進するための人材確保と施設改修を進める。

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
-------	------------------

1 事務事業の概要

担当課	青少年家庭課
-----	--------

名称		里親委託児童支援事業			
目的	誰(何)を対象として	社会的養護を必要とする児童	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どうい状態を目指すのか	個別的な生活支援・自立支援を行うことができる家庭的環境の元で養育を受ける		94,862	130,736
			うち一般財源	44,628	65,454
今年度の取組内容	○要保護児童を家庭的な環境で養育する ・里親支援事業：新規里親開拓、地域社会への理解促進のため、里親制度の普及啓発を行う。また、里親の交流促進と委託児童の処遇向上について学ぶため、里親会で研修会や交流会を行う。 ・里親育成事業：里親新規認定、更新の為に研修を行う。専門里親認定、更新研修の一部を外部機関に委託し、スキルアップを図る。 ・里親措置事業：様々な事情で家庭で生活することができない児童を里親に委託し、家庭的な環境での育ちを保障する。				
前年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・里親会の活動活性化と支援体制の拡充を図るため、研修の一部を社会福祉士会へ委託。 ・里親支援専門相談員の配置を児童養護施設等へ働きかける。				

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位	
1	指標名	里親登録世帯数	目標値		113.0	123.0	133.0	127.0	人
			(取組目標値)						
	式・定義	103組(平成27年度実績) + (10組*4年) H31年度は5年に1回の更新年▲11%→127組(親族里親を除く)	実績値	103.0	110.0	119.0	114.0		
			達成率	-	97.4	96.8	85.8	-	
2	指標名		目標値						
			(取組目標値)						
	式・定義		実績値						
			達成率	-	-	-	-	-	
「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など									
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月にファミリーホームが1カ所増えた。 平成30年度末の里親登録世帯数は、親族里親4世帯を含めると118世帯となっている。被虐待児など特別なケアを必要とする子どもを養育する専門里親は、平成29年度末から2人減の19人となった。里親等委託児童数は、平成29年度末で里親への委託が39人、ファミリーホームへの委託が5人の計44人であったが、平成30年度末は里親への委託が31人、ファミリーホームへの委託が10人の計41人と、前年同期よりも3人減っている。里親委託率は、前年度比2.2ポイント減の23.4%だった。 里親認定にかかる研修受講者は、平成29年度で計52名だったが、平成30年度では計124名であり倍増している。 里親の年齢構成は、平成25年度末で30代9名、40代26名、50代52名、60代47名、70歳以上23名だったが、平成30年度末では30代19名、40代60名、50代40名、60代57名、70歳以上25名となっている。 									

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組みによる改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月に島根県社会的養護体制推進計画を策定し、15年間の里親委託児童数の目標値を定め、里親委託を推進している。 里親支援事業を各地区里親会と協働で実施。里親出前講座の開催など里親制度の普及啓発活動や、里親相互の交流事業等を実施し、新規里親の開拓や里親支援を行った結果、認定にかかる研修受講者が増加した。 児童福祉施設2カ所に里親支援専門相談員が新規に配置され、入所児童と里親との交流、里親支援の拡充が期待できる。
課題分析	① 「目的」の達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的養護を促進すべきだが、特に比較的若い層の里親登録者数が不足している。 里親委託件数が伸びない。 施設に長期入所している児童の里親交流や委託が進まない。 里親が児童の養育について自信を失ったり、不安感を抱く場合がある。
	② 上記①(課題)が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度について、県民だけではなく、身近な相談窓口である市町村職員の理解が不十分。 養子縁組のイメージが先行し、委託に対する実親の抵抗感が強い。児童も年長児では環境変化への抵抗感が強い。 児童相談所だけでは里親支援を拡充できないが、里親を継続的に支援できる他の機関が少ない。
	③ 上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 里親登録の増加：里親会、市町村等と協力して、県民向け普及啓発活動を実施。また、市町村職員向けの制度周知を行う。 里親委託、児童との交流促進：家庭生活体験事業等により児童と里親の交流を行い、児童相談所と施設が連携し、長期入所中児童の里親宅での生活体験から、里親委託に繋いでいく。 里親への継続的支援：研修等の実施、先輩里親による里親宅訪問、里親交流会の実施。 里親支援体制の拡充：里親支援専門相談員未配置の児童福祉施設へ配置を促す。有資格者等を配置した里親支援業務の委託について関係機関と検討・協議。

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
-------	------------------

1 事務事業の概要

担当課	青少年家庭課
-----	--------

名称	母子家庭等自立支援事業				
目的	誰(何)を対象として	母子家庭、父子家庭、寡婦	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どういう状態を目指すのか	自立の促進と生活の安定を図る。		11,466	17,873
			うち一般財源	6,819	9,196
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 母子父子福祉センター運営：ひとり親家庭の各種相談、就業・自立センター事業による就業相談、無料職業紹介、プログラム策定による就労支援、養育費確保のための養育費相談等 日常生活支援事業：ひとり親家庭の育児等の支援 ひとり親家庭学習支援事業：ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業を行う市町村への支援 高等職業訓練促進資金貸付事業：ひとり親家庭の親の安定就労につながる資格取得促進のため、修業に係る費用の貸付を実施 				
前年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を円滑に実施するために、市町村等の関係機関と連携強化を図った。 ひとり親家庭の子どもの自立を促進し、貧困の連鎖防止を図るため、各市町村での学習支援の取り組みが推進されるよう働きかけを行った。 				

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位
1	指標名	母子父子福祉センターの就業支援により、就職に結びついたひとり親世帯等の割合	目標値		80.0	80.0	80.0	80.0
	式・定義	就業に繋がった者／各種支援制度利用者	(取組目標値)					
			実績値	89.1	100.0	83.3	66.7	
			達成率	—	125.0	104.2	83.4	— %
2	指標名		目標値					
	式・定義		(取組目標値)					
			実績値					
			達成率	—	—	—	—	— %
<p>「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など</p> <ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介から就業につながった母子家庭等の母等(人) (H27)21/26 (H28)10/10 (H29)11/13 (H30)5/8 自立支援プログラムから就業につながった母子家庭の母等の数(人) (H27)20/20 (H28)8/8 (H29)9/11 (H30)3/4 <p>●就業につながった割合(%) (H27)89.1 (H28)100 (H29)83.3 (H30)66.7</p>								

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組みによる改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親への法律相談をはじめとする各種相談の対応、日常生活上の支障について助言や、指導、生活支援などを行い、ひとり親家庭の生活の安定・向上が図られた。 就職活動に有利となるパソコン講習会を実施し、ひとり親の就労促進を図った。 無料職業紹介や自立支援プログラムの策定により、ひとり親の就業につながった。 ひとり親が安定した就労ができるよう、資格取得のためのひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業を実施し、自立の促進を図った。
課題分析	① 「目的」の達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭は依然として経済的に厳しい状況に置かれた家庭が多い。 各種支援事業が十分に活用されていない。
	② 上記①(課題)が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援事業がひとり親家庭等へ十分に周知されていない。 支援事業がひとり親家庭のニーズに合っていないことが考えられる。
	③ 上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援制度の周知を図るため、市町村に対して積極的な広報掲載等への働きかけを行っていく。 生活安定や就業に結び付くよう、市町村、ハローワーク等関係機関と連携強化を図る。 ひとり親家庭の子どもの自立を促進し、貧困の連鎖防止を図るため、各市町村での学習支援の取り組みが推進されるよう働きかけを行う。 ひとり親家庭等実態調査の結果等を踏まえ「ひとり親家庭自立支援計画」(「しまねっこすくすくプラン(H27年度～H31年度)」)の見直しを検討する。

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
-------	------------------

1 事務事業の概要

担当課	青少年家庭課
-----	--------

名称		母子家庭等経済支援事業			
目的	誰(何)を対象として	母子家庭、父子家庭、寡婦	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どういう状態を目指すのか	自立の促進と生活の安定を図る。		71,678	112,010
			うち一般財源	71,678	112,010
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 母子父子寡婦福祉資金の貸付事務 母子父子寡婦福祉資金の償還事務 				
前年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替納付促進のため、貸付時の償還手続き説明や納入通知書納付の方に対する文書による周知を行った。 事務未移譲市町へ訪問し事務移譲について働きかけを行った。 				

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位
1	指標名	母子父子寡婦福祉資金貸付金の現年度分償還率	目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	%
	式・定義	母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る現年度分償還金の償還率	実績値	87.4	87.8	87.9	88.7	
			達成率	-	97.6	97.7	98.6	
2	指標名	母子父子寡婦福祉資金貸付事務移譲市町村数	目標値	15.0	16.0	17.0	18.0	市町村
	式・定義	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により事務を移譲した市町村数	実績値	14.0	14.0	14.0	15.0	
			達成率	-	93.4	87.5	88.3	

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

	貸付件数	貸付額(千円)	償還率(%)	現年度分(%)	過年度分(%)	
H25	908	453,610	42.4	85.9	8.1	
H26	886	452,364	43.7	86.9	7.7	
H27	872	452,363	44.0	87.4	8.3	
H28	853	450,863	45.6	87.8	7.9	
H29	873	457,585	45.3	87.9	8.4	
H30	646	346,625	48.0	88.7	9.1	※H30より松江市が中核市移行したことに伴い貸付減となっている。

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組みによる改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 申請者に対する的確な支給事務を行い、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長が図られた。 進学希望者に対する予約貸付について周知を行い、進学に係る費用の不安を解消することで、子どもの進路選択の幅が広がり、母子家庭等の経済的支援につながった。 事務移譲市町村数が増加した。
課題分析	① 「目的」の達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> 貸付後の償還について滞納がある。 貸付事務の市町村への未移譲が、3市町ある(松江市は平成30年4月に中核市移行)。 貸付制度を知らないひとり親家庭がある。 適切な債権管理を行うため、母子父子寡婦福祉資金システムの更新を検討する必要がある。
	② 上記①(課題)が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 貸付後の様々な情勢変化により、償還計画どおりに償還できない家庭がある。 貸付の9割以上を占める修学に係る資金について連帯借主(子)の償還に対する認識が不足している場合がある。 市町村へ事務移譲することにより、市町村が行う相談・支援業務との一体的支援が可能となり借主への円滑な対応と総合的な支援につながるが、市町村との認識の共有が十分でない。 母子父子寡婦福祉資金システムの導入から5年が経過し、OS等のバージョンが古くなっている。
	③ 上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き口座振替納付を推進し、新たな未納発生時には速やかに電話等によりきめ細やかな償還指導を行う。 償還に対する責任について連帯借主にも自覚を持たせるよう貸付けの際に指導を行う。 事務未移譲市町に対して引き続き事務移譲について働きかけを行う。 貸付を必要とされる方へ確実に制度情報が伝わり効果的に活用されるよう周知を図る。 母子父子寡婦福祉資金システムにより適切な貸付・債権管理を行うために、現行システムを一部カスタマイズして、新たなシステムを安定性、経済性、機密性保持性能等により比較検討し構築する。